

## マイナンバー制度導入後の提出書類(事業所向け)

I. 事業所経由でマイナンバーを記載した書類をご提出頂く場合は、必ず下記の書類をご提出ください。

1. 個人番号届総括表
2. 個人番号提出者一覧表

II. その他の選択書等送付の際の提出書類

1. 企業年金基金中途脱退者選択書

脱退一時金	連合会へ移換	その他制度への移換
①選択書	①選択書(マイナンバー不要)	①選択書(マイナンバー不要)
②一時金裁定請求書	●70歳まで移換が可能です	②各制度への移換申出書
③※1 退職所得の申告書		
④※2 生年月日を証する書類		

2. 企業年金基金給付金選択書(加入期間20年以上)

↓新しく選択肢が増えました

全て脱退一時金 第1・第2	全て年金(第1・第2)	第1年金・第2一時金	その他制度への移換	連合会への移換
①選択書	①選択書	①選択書	①選択書(マイナンバー不要)	①選択書(マイナンバー不要)
②一時金裁定請求書	②※3 年金裁定請求書	②一時金裁定請求書	②各制度への移換申出書	●70歳まで移換が可能です
③※1 退職所得の申告書	③※3 個人番号届	③※1 退職所得の申告書	●資格喪失時に60歳未満の方	
④※2 生年月日を証する書類	④※3 住民票(発行3ヶ月以内原本)	④※2 生年月日を証する書類	移換が可能です(移換先が、	
		⑤※3 年金裁定請求書	確定給付もしくは、厚生	
		⑥※3 個人番号届	生年金基金の場合規約に定め	
		⑦※3 住民票(発行3ヶ月以内原本)	があれば移換は可能です)。	

3. 企業年金基金中途脱退者選択書(H25.4.1現在受給権取得済)

第2 一時金選択	第2 終身・5年
①選択書	①選択書
②一時金裁定請求書	②一時金裁定請求書
③※1 退職所得の申告書	③※1 退職所得の申告書
④※2 生年月日を証する書類	④個人番号届
	⑤※2 生年月日を証する書類

4. 遺族給付金裁定請求書

一時金のみ
①請求書
②※4 生計同一証明書類
③※4 個人番号届(死亡者・遺族)
④※4 ご遺族の本人確認書類

※1 70歳到達による資格喪失等、一時所得の場合は、個人番号届をご提出ください(その際第2給付を年金で選択された場合は、個人番号届は一枚で構いません)

※2 免許証コピー・パスポート写し・戸籍抄本もしくは住民票・マイナンバーカードの写し・年金手帳の写し等

※3 60歳以降の退職の場合にご提出ください

※4 事業所の方がご遺族の「番号確認」と「身元確認」をして頂いた場合は、ご遺族(請求者)の「本人確認書類」は不要となります。

その場合は、「個人番号届総括表」と「個人番号提出者一覧表」に、ご遺族分を含めてご提出ください。

尚、当基金の年金受給中の方がお亡くなりになられた場合は個人番号届は不要となります。

併せて、生計同一証明書類に死亡者の生年月日が確認できる書類が添付できない場合は、※2と同様に生年月日を証する書類をご添付願います。 H30.4改定